

務	00	01	10年
(令和17年3月末まで保存)			

警務第 105 号

令和6年7月1日

各 所 属 長 殿

青森県警察本部長

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布・施行について

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第207号。以下「改正令」という。）が令和6年6月14日に公布され、同翌6月15日から施行されている。

改正令の趣旨、概要及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、所属職員に周知徹底し、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、以下この通達において、「令」とは改正令による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和55年政令第287号）をいうものとする。

記

第1 改正令の趣旨

「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定）において、犯罪被害給付制度について、「民事訴訟における損害賠償額も見据えて、算定方法を見直すことによる給付水準の大幅な引上げや仮給付制度の運用改善に関して検討を行い、1年以内をめどに結論を出し、これらを踏まえて必要な施策を実施することとされた。

改正令は、上記決定を踏まえ開催された「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」において提言された内容に沿ったものである。

第2 改正令の概要

- 1 遺族給付基礎額、休業加算基礎額及び障害給付基礎額の最低額の引上げ（令第5条第2項、第12条第2項、第14条第2項、別表第1から別表第3まで及び別表第5関係）

犯罪被害者等給付金の額は、犯罪被害者の勤労収入を基礎に算定される基礎額（遺族給付基礎額、休業加算基礎額及び障害給付基礎額）に、一定の倍数等を乗

じて得た額とされている。

この基礎額については、犯罪被害者の収入がない又は少ない場合にも一定の額が支給されるよう、最低額が設定されているところ、他の公的給付制度における支給最低額と同水準の支給を行うことができるよう、各基礎額の最低額がそれぞれ一定水準まで引き上げられている。

2 遺族給付基礎額の算定における加算額の新設（令第5条第3項関係）

遺族給付金の算定に当たって用いられる遺族給付基礎額については、現行、死亡した犯罪被害者の勤労収入のみを基礎に算定されているところ、犯罪被害者が亡くなったことによる収入途絶以外に、遺族自身に生じる影響を踏まえ、遺族給付金の支給を受けるべき遺族が、犯罪被害者の死亡の時において、犯罪被害者の配偶者、子又は父母であった場合、遺族給付基礎額の算定に当たって一定額を加算することとされている。

3 その他

(1) 施行期日（改正令附則第1項関係）

改正令は、公布の日の翌日から施行する。

(2) 経過措置（改正令附則第2項関係）

所要の経過措置を設ける。

第3 運用上の留意事項

1 支給対象者に対する制度教示の徹底

引き続き、犯罪被害者等給付金の支給対象となり得る犯罪被害者又はその遺族に対する制度の教示に遗漏がないようにすること。

2 職員教養の徹底

改正後の制度の円滑な運用が図られるよう、今般の改正の趣旨及び内容について、職員への教養を徹底すること。

第4 添付資料

1 官報（令和6年6月14日（号外第143号））（抄）

2 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第207号）新旧対照表

担当：警務課犯罪被害者支援室

政令第二百七号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第九条第一項、第三項及び第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「**第十二条**」を「**第十二条第一項**」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二 次条第一項第二号に掲げる場合であつて、次のイ又はロのいずれかに該当するとき 当該イ又

はロに定める額

イ 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が二十五歳未満である場合 六千四百円

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令

御名 御璽

令和六年六月十四日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 林 芳正

別表第一の六十歳以上の項中「五、七〇〇円」を「六、四〇〇円」に改める。

別表第一の二十歳未満の項及び二十歳以上二十五歳未満の項を削り、同表の二十五歳以上三十歳未

満の項中「四、五〇〇円」を「六、四〇〇円」に改め、同表の三十歳以上三十五歳未満の項及び三十

五歳以上四十歳未満の項中「五、三〇〇円」を「六、四〇〇円」に改め、同表の四十歳以上四十五歳

未満の項中「四、八〇〇円」を「六、四〇〇円」に改め、同表の四十五歳以上五十歳未満の項中「四、

三〇〇円」を「六、四〇〇円」に改め、同表の五十歳以上五十五歳未満の項中「四、二〇〇円」を「六、

四〇〇円」に改め、同表の五十五歳以上六十歳未満の項中「三、六〇〇円」を「六、四〇〇円」に改

め、同表の六十歳以上の項中「三、三〇〇円」を「六、四〇〇円」に改める。

別表第三の二十歳未満の項を削り、同表の二十歳以上二十五歳未満の項中「二、五〇〇円」を「三、

二〇〇円」に改め、同表の二十五歳以上三十歳未満の項中「三、一〇〇円」を「三、二〇〇円」に改

め、同表の四十五歳以上五十歳未満の項及び五十歳以上五十五歳未満の項中「二、九〇〇円」を「三、

二〇〇円」に改め、同表の五十五歳以上六十歳未満の項中「二、五〇〇円」を「三、二〇〇円」に改

め、同表の六十歳以上の項中「二、三〇〇円」を「三、二〇〇円」に改める。

別表第五の二十歳未満の項を削り、同表の二十歳以上二十五歳未満の項中「四、二〇〇円」を「五、

九〇〇円」に改め、同表の二十五歳以上三十歳未満の項中「五、二〇〇円」を「五、九〇〇円」に改

め、同表の四十歳以上四十五歳未満の項中「五、三〇〇円」を「五、九〇〇円」に改め、同表の四十

五歳以上五十歳未満の項及び五十歳以上五十五歳未満の項中「四、九〇〇円」を「五、九〇〇円」に改

め、同表の五十五歳以上六十歳未満の項中「四、二〇〇円」を「五、九〇〇円」に改め、同表の六

十歳以上の項中「三、九〇〇円」を「五、九〇〇円」に改める。

口 イに掲げる場合以外の場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第二に定める最高額を超える、又は最低額に満たないときは、当該最高額又は最低額

第五条に次の一項を加える。

第十二条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかるわらず、遺族給付金の支給を受けるべき遺族が、犯罪被害者の死亡の時において、犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む）、子又は父母であつた場合における遺族給付基礎額は、前二項の規定により算定した額に四千二百円を加えた額とする。

第十二条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかるわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を休業

加算基礎額とする。

一 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が二十歳未満である場合 三千二百円

二 前号に掲げる場合以外の場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第三に定める最高額を超える、又は最低額に満たないときは、当該最高額又は最低額

第十四条第二項第二号を次のように改める。

二 犯罪被害者の身体上の障害の程度が障害等級の第四級から第十四級までのいずれかに該当する場合であつて、次のイ又はロのいずれかに該当するとき 当該イ又はロに定める額

イ 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が二十歳未満である場合 五千九百円

ロ イに掲げる場合以外の場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第五に定める最高額を超える、又は最低額に満たないとき

当該最高額又は最低額

第十四条第二項第二号を次のように改める。

1
（施行期日）
この政令は、公布の日の翌日から施行する。

2
（経過措置）
改正後の第五条、第十二条、第十四条、別表第一から別表第二まで及び別表第五の規定は、この政令の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡、重傷病又は障害について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害については、なお従前の例による。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 林芳正

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（遺族給付基礎額）

第五条 法第九条第一項に規定する遺族給付基礎額は、犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額（労働基準法第九条の労働者にあつては犯罪行為が行われた日を基準として同法第十二条に規定する平均賃金の例により都道府県公安委員会が定める額とし、その他の者にあつては犯罪行為が行われた日以前一年間における収入で勤労に基づくものの総額を基礎として国家公安委員会規則で定める方法により算定した一日当たりの額とする。）に百分の七十を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を遺族給付基礎額とする。

一 （略）

二 次条第一項第二号に掲げる場合であつて、次のイ又はロのいずれかに該当するとき 当該イ又はロに定める額
イ 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が二十五歳未満である場合 六千四百円

ロ イに掲げる場合以外の場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第二に定める最高額を超える場合は最低額に満たないとき 当該最高額又は最低額

現 行

（遺族給付基礎額）

第五条 法第九条第一項に規定する遺族給付基礎額は、犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額（労働基準法第九条の労働者にあつては犯罪行為が行われた日を基準として同法第十二条に規定する平均賃金の例により都道府県公安委員会が定める額とし、その他の者にあつては犯罪行為が行われた日以前一年間における収入で勤労に基づくものの総額を基礎として国家公安委員会規則で定める方法により算定した一日当たりの額とする。）に百分の七十を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を遺族給付基礎額とする。

一 （略）

二 次条第一項第二号に掲げる場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第二に定める最高額を超える場合は最低額に満たないとき 当該最高額又は最低額

定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第二に定める最高額を超える、又は最低額に満たないときは、当該最高額又は最低額

3| 前二項の規定にかかわらず、遺族給付金の支給を受けるべき遺

族が、犯罪被害者の死亡の時において、犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）、子又は父母であつた場合における遺族給付基礎額は、前二項の規定により算定した額に四千二百円を加えた額とする。

（休業加算基礎額）

第十二条 法第九条第三項に規定する休業加算基礎額は、犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額に百分の四十八を乗じて得た額とする。

2| 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を休業加算基礎額とする。

一 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が二十歳未満である場合 三千二百円

二 前号に掲げる場合以外の場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に

（新設）

（休業加算基礎額）

第十二条 法第九条第三項に規定する休業加算基礎額は、犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額に百分の四十八を乗じて得た額とする。ただし、その額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第三に定める最高額を超える、又は最低額に満たないときは、それぞれ、その最高額又は最低額を休業加算基礎額とする。

（新設）

応じて別表第三に定める最高額を超える、又は最低額に満たないとき 当該最高額又は最低額

(障害給付基礎額)

第十四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を障害給付基礎額とする。

一 (略)

二 犯罪被害者の身体上の障害の程度が障害等級の第四級から第十四級までのいずれかに該当する場合であつて、次のイ又はロのいずれかに該当するとき 当該イ又はロに定める額

イ 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢が二十歳未満である場合 五千九百円

ロ イに掲げる場合以外の場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第五に定める最高額を超える、又は最低額に満たないとき 当該最高額又は最低額

別表第一（第五条関係）

六十歳以上 (略)	八、〇〇〇円	最高額	
		最低額	
六十歳以上 (略)	六、四〇〇円		

別表第一（第五条関係）

六十歳以上 (略)	八、〇〇〇円	最高額	
		最低額	
六十歳以上 (略)	五、七〇〇円		

(障害給付基礎額)

第十四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を障害給付基礎額とする。

一 (略)

二 犯罪被害者の身体上の障害の程度が障害等級の第四級から第十四級までのいずれかに該当する場合であつて、前項の規定により算定した額が犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の年齢に応じて別表第五に定める最高額を超える、又は最低額に満たないとき 当該最高額又は最低額

別表第一（第五条關係）

別表第三（第十二条関係）	(削る)	(削る)	犯罪行為が行われた時に おける犯罪被害者の年齢	最高額	最低額
五十歳以上六十歳未満	七、九〇〇円	八、三〇〇円	四十五歳以上五十歳未満	三、八〇〇円	三、二一〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	七、九〇〇円	八、三〇〇円	二十歳以上二十五歳未満	三、八〇〇円	三、二一〇〇円
二十五歳以上三十歳未満	四、七〇〇円	(略)	三十歳以上三十五歳未満	一、一、五〇〇円	一、一、六〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	五、五〇〇円		四十五歳以上五十歳未満	一、一、六〇〇円	一、一、七〇〇円
六十歳以上	六、四〇〇円		五十歳以上五十五歳未満	六、四〇〇円	六、四〇〇円
			五十五歳以上六十歳未満	六、四〇〇円	六、四〇〇円
			四十歳以上四十五歳未満	六、四〇〇円	六、四〇〇円
			三十歳以上三十五歳未満	六、四〇〇円	六、四〇〇円
			三十五歳以上四十歳未満	六、四〇〇円	六、四〇〇円
			四十歳以上四十五歳未満	六、四〇〇円	六、四〇〇円

別表第三（第十二条関係）

犯罪行為が行われた時に おける犯罪被害者の年齢		最高額		最低額	
二十歳未満	四、六〇〇円	三、二〇〇円			
二十歳以上二十五歳未満	五、六〇〇円	三、六〇〇円			
二十五歳以上三十歳未満	六、九〇〇円	四、五〇〇円			
三十歳以上三十五歳未満	八、六〇〇円	五、三〇〇円			
三十五歳以上四十歳未満	九、九〇〇円	五、三〇〇円			
四十歳以上四十五歳未満	一〇、八〇〇円	四、八〇〇円			
四五五歳以上五十歳未満	一一、六〇〇円	四、三〇〇円			
五十歳以上五十五歳未満	一二、一〇〇円	四、二〇〇円			
五十五歳以上六十歳未満	一一、五〇〇円	三、六〇〇円			
六十歳以上	八、〇〇〇円	三、三〇〇円			
最高額					
三十歳未満	三、二〇〇円	二、二〇〇円			
二十歳以上二十五歳未満	三、八〇〇円	二、五〇〇円			
二十五歳以上三十歳未満	四、七〇〇円	三、一〇〇円			
四十歳以上五十歳未満	七、九〇〇円	二、九〇〇円			
五十歳以上五十五歳未満	八、三〇〇円	二、五〇〇円			
五十五歳以上六十歳未満	七、九〇〇円	二、九〇〇円			
最高額					
三十歳未満	三、二〇〇円	二、二〇〇円			
二十歳以上二十五歳未満	三、八〇〇円	二、五〇〇円			
二十五歳以上三十歳未満	四、七〇〇円	三、一〇〇円			
四十歳以上五十歳未満	七、九〇〇円	二、九〇〇円			
五十歳以上五十五歳未満	八、三〇〇円	二、五〇〇円			
五十五歳以上六十歳未満	七、九〇〇円	二、九〇〇円			

別表第五（第十四条関係）

六十歳以上	五、五〇〇円	三、二〇〇円
-------	--------	--------

犯罪行為が行われた時に おける犯罪被害者の年齢	最高額	
	最高額	最低額
(削る)		
二十歳以上二十五歳未満	六、四〇〇円	
二十五歳以上三十歳未満	七、九〇〇円	五、九〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	一二、三〇〇円	五、九〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	一三、二〇〇円	五、九〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	一三、八〇〇円	五、九〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	九、二〇〇円	五、九〇〇円
六十歳以上		

別表第五（第十四条関係）

六十歳以上	五、五〇〇円	三、六〇〇円
-------	--------	--------

犯罪行為が行われた時に おける犯罪被害者の年齢	最高額	
	最高額	最低額
(略)		
二十歳未満	五、三〇〇円	三、六〇〇円
二十五歳以上三十歳未満	七、九〇〇円	五、二〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	一二、三〇〇円	五、三〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	一三、二〇〇円	四、九〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	一三、八〇〇円	四、九〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	九、二〇〇円	三、九〇〇円
六十歳以上		